佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成31年3月29日

佐賀県人事委員会委員長 中 野 哲 太 郎

## 佐賀県人事委員会規則第10号

佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和60年佐賀県人事委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前						改正後				
別表第1(第3条関係)					別	別表第1(第3条関係)				
行政職給料表級別基準職務表						行政職給料表級別基準職務表				
	職務 部局		局	職務		職務 の級	部局		職務	
	略	略				略				
	8級	知事	本庁	略 <u>労働委員会の</u> 事務局長の職務		8級	知事	本庁	略 事務局長の職務	
			略					略		
		議会	略				議会	略		
		<u>人事委</u> <u>員会</u>	事務局	事務局長の職務						
		警察本部	略				警察本部	略		
		略					略			
	9級	略				9級	略			
		監査委員	略				監査委員 上	略		
	ļ						<u>会</u>	1		

改正前	改正後				
略	略				
備考略	備考略				

附 則 この規則は、平成31年4月1日から施行する。